【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（外国会社報告書の提出期限）

**第四条の二の二**　法第二十四条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第二十四条第一項及び第五項に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、報告書提出外国会社（同条第八項に規定する報告書提出外国会社をいう。以下同じ。）が、その本国の法令又は慣行により、外国会社報告書（同条第八項に規定する外国会社報告書をいう。以下同じ。）をその事業年度（当該有価証券が特定有価証券に該当する場合には、当該有価証券に係る特定期間）経過後四月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（外国会社報告書の提出期限）

**第四条の二の二**　法第二十四条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第二十四条第一項及び第五項に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、報告書提出外国会社（同条第八項に規定する報告書提出外国会社をいう。以下同じ。）が、その本国の法令又は慣行により、外国会社報告書（同条第八項に規定する外国会社報告書をいう。以下同じ。）をその事業年度（当該有価証券が特定有価証券に該当する場合には、当該有価証券に係る特定期間）経過後四月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（改正前）

（外国会社報告書の提出期限）

**第四条の四**　法第二十四条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第二十四条第一項及び第五項に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、同条第八項に規定する報告書提出外国会社が、その本国の法令又は慣行により、外国会社報告書（同項に規定する外国会社報告書をいう。以下同じ。）をその事業年度（当該有価証券が特定有価証券に該当する場合には、当該有価証券に係る特定期間）経過後四月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】

（改正後）

（外国会社報告書の提出期限）

**第四条の四**　法第二十四条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第二十四条第一項及び第五項に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、同条第八項に規定する報告書提出外国会社が、その本国の法令又は慣行により、外国会社報告書（同項に規定する外国会社報告書をいう。以下同じ。）をその事業年度（当該有価証券が特定有価証券に該当する場合には、当該有価証券に係る特定期間）経過後四月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（改正前）

（新設）